第二款　消費・安全局

第十八条～第二十条　（略）

（農薬対策室並びに生産安全専門官、肥料原料・生産工程管理専門官、農薬審査官、農薬国際審査官及び審査官）

第二十一条　（略）

2　農薬対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　農薬の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（農産局の所掌に属するものを除く。）。

3～8　（略）

第二十二条～第二十四条　（略）

第三款　輸出・国際局

（国際政策室並びに国際連絡調整官、国際専門官、管理官及び総務・会計専門官）

第二十五条　総務課に、国際政策室並びに国際連絡調整官一人、国際専門官四人、管理官一人及び総務・会計専門官一人を置く。

2　国際政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　農林水産省の所掌事務についての海外との連絡調整に関すること。

3　国際政策室に、室長を置く。

4　国際連絡調整官は、農林水産省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策に関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　国際専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関し輸出・国際局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　管理官は、職員の人事管理に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二款　消費・安全局

第十六条～第十八条　（略）

（農薬対策室並びに生産安全専門官、肥料原料・生産工程管理専門官、農薬審査官、農薬国際審査官及び審査官）

第十九条　（略）

2　農薬対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　農薬の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産局の所掌に属するものを除く。）。

3～8　（略）

第二十条～第二十二条　（略）

第三款　食料産業局

（食料産業調査官、管理官及び総務・会計専門官）

第二十三条　総務課に、食料産業調査官、管理官及び総務・会計専門官それぞれ一人を置く。

2　食料産業調査官は、食料産業局の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

3　管理官は、職員の人事管理に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（海外展開専門官及び輸出戦略調査官）

第二十六条　輸出企画課に、海外展開専門官及び輸出戦略調査官それぞれ一人を置く。

2　海外展開専門官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関する専門の事項（海外における輸入の規制に対する対策に関するものを除く。）についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　輸出戦略調査官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

（輸出産地形成室及び輸出環境整備室並びに海域モニタリング専門官）

第二十七条　輸出支援課に、輸出産地形成室及び輸出環境整備室並びに海域モニタリング専門官一人を置く。

2　輸出産地形成室は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策のうち当該物資の輸出のための産地の形成に関するものの企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　輸出産地形成室に、室長を置く。

4　輸出環境整備室は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策のうち当該物資の輸出のための事業者の取組への支援に関するもの（第二項の事務を除く。）の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　輸出環境整備室に、室長を置く。

（企画官、食料産業専門官、危機管理専門官及び金融専門官）

第二十四条　企画課に、企画官、食料産業専門官、危機管理専門官及び金融専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち食料産業局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　食料産業専門官は、企画課の所掌事務に関し食料産業局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　危機管理専門官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する災害その他の事故への対処に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　金融専門官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（戦略室及び国際交渉室並びに輸出先国規制対策専門官、海域モニタリング専門官及び交渉官）

第二十五条　輸出先国規制対策課に、戦略室及び国際交渉室並びに輸出先国規制対策専門官四人、交渉官七人及び海域モニタリング専門官一人を置く。

2　戦略室は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十四条第一項の規定による実行計画の作成並びに同条第二項第一号に規定する輸出促進措置の進捗及び実施の状況の取りまとめ並びにその結果に関する評価に資する関係行政機関の事務に関する調整に関する事務をつかさどる。

3　戦略室に、室長を置く。

4　国際交渉室は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。